

佐本交指発第109号  
令和3年4月27日

各部長  
各参事官 殿  
各所属長

佐賀県警察本部長

物件事故の処理要領について（概要）

物件事故の処理に当たり、警察官による交通流の回復措置を要しない等、一定の条件を満たす場合に原則として現場見分を省略することなどについて示したもの